

EUにおけるスイスのコロナ証明書（COVID Certificate）承認（2021年7月9日以降適用）

#### 【ポイント】

- 7月9日、スイス政府は、EUがスイスのコロナ証明書（COVID Certificate）を承認したことを発表しました（2021年7月9日以降適用）。
- スイスのコロナ証明書は、8日夜から9日にかけて、EU／EFTA全域で使用可能となる予定です。
- ただし、スイスのコロナ証明書の取扱は、各国に決定がゆだねられています。

#### 【本文】

1 9日、スイス連邦内務省保健庁は、EUがスイスのコロナ証明書を同等のものとして正式に承認し、スイス側もEU及びEFTA加盟国が発行する証明書を承認したと発表しました。スイスのコロナ証明書は、8日夜から9日にかけて、EU／EFTA全域で使用可能となる予定です。

2 ただし、スイスのコロナ証明書の取扱は各国が決定します。EU／EFTA各国はそれぞれが入国要件を決定し、感染状況に応じて調整していく権限がありますので、今後も訪問する国の入国要件に関する最新情報を確認してください。

3 なお、日本への帰国・入国に際しては、スイス連邦政府により認められたワクチンを接種した方（2回接種済み）であっても、引き続き現地出発前72時間以内に実施した検査の陰性証明書が必要となり、また、14日間の待機（3日間の検疫所長の指定する場所での待機、続く11日間の自主待機）に関して、免除や軽減されるということはありませんのでご注意ください。

（参考：スイス連邦関連ページ）

<https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-84383.html>

（リンクは英語、他にドイツ語、フランス語及びイタリア語有）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：[consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ：[https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ジュネーブ領事事務所

（ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方）

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : [consulate@br.mofa.go.jp](mailto:consulate@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>